

6 弥監公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時  
監査(学校教育課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報  
告を次のとおり公表する。

令和6年11月26日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行

# 令和6年度 学校教育課随時監査結果報告書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

## 2 監査の実施日程

監査委員による監査実施日

令和6年10月29日（火） 午後9時から午後9時30分まで

## 3 監査の対象

学校教育課

議会の議決を経ずに行った教師用教科書等の購入について

## 4 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、令和6年度に購入した小学校教師用教科書及び指導書の契約について、議会の議決が必要にもかかわらず、議決を経ず購入したことについて、この対応及び再発防止について、ヒアリングにて監査した。

## 5 監査の結果及び意見

監査を実施した結果、本来であれば、契約にあたっては「弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れに該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ず購入していた。

当該手続きを有効なものとするべく、令和6年9月議会定例会において、当該契約について追認を求める議案を提出し、令和6年9月25日（水）に議決された。

今後はこのようなことがないように再発防止に努め、関係法令等に準拠し、適正な財務会計の執行に努められたい。

令和6年11月26日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行